

パートタイム会計年度任用職員募集要項（送迎員）

職種	用務員（送迎員）												
採用予定人数	1名												
勤務地	鈴鹿市立天栄小学校（現：鈴鹿市立郡山小学校） 三重県鈴鹿市郡山町710番地の6												
業務内容	<p>(1) 鈴鹿市立天栄小学校のスクールバスに添乗する職員の送迎</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校時 最初の乗車場所（合川地区、天名地区）までの送り</li> <li>・下校時 最後の降車場所（合川地区、天名地区）への迎え</li> </ul> <p>(2) その他教育委員会が指示する業務</p>												
任用期間	令和8年4月1日から令和8年7月17日 ※採用後1か月間は、条件付採用期間です。												
再度の任用	なし												
応募資格	地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方で、普通自動車運転免許を所有の方												
選考内容	個別面接 なお、面接の日時及び会場については、個別に連絡します。（3月9日から3月13日までの期間に鈴鹿市役所内で実施予定）												
勤務日、勤務時間	<p>毎週月曜日から金曜日まで (スクールバスを運行しない日を除く。)</p> <p>登校時 7時から8時まで</p> <p>下校時</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 11時20分から12時20分まで</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>(2) 11時45分から12時45分まで</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>(3) 13時45分から14時45分まで</td> <td>9日</td> </tr> <tr> <td>(4) 14時40分から15時40分まで</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>(5) 15時10分から16時10分まで</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>(6) 16時10分から17時10分まで</td> <td>40日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記は目安であり、学校行事等で変更する場合があります。</p>	(1) 11時20分から12時20分まで	1日	(2) 11時45分から12時45分まで	2日	(3) 13時45分から14時45分まで	9日	(4) 14時40分から15時40分まで	10日	(5) 15時10分から16時10分まで	7日	(6) 16時10分から17時10分まで	40日
(1) 11時20分から12時20分まで	1日												
(2) 11時45分から12時45分まで	2日												
(3) 13時45分から14時45分まで	9日												
(4) 14時40分から15時40分まで	10日												
(5) 15時10分から16時10分まで	7日												
(6) 16時10分から17時10分まで	40日												
時間外勤務	スクールバスの運行状況等によって、時間外勤務の可能性があります。												

休日	勤務日以外の日(原則は土曜日、日曜日及び祝日。ただし、勤務時間の割振りがあった日を除く。)
報酬等	報酬：時間額1,087円（令和8年2月現在） 通勤に要する費用：距離に応じて支給（支給要件有）
報酬等支払日	当月末締め 翌月15日払い（口座振込）
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引等）
社会保険等	適用なし
公務災害補償等	保証制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用されます（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行動の禁止）。
応募方法	「令和8年度鈴鹿市パートタイム会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し、「応募、問合せ先」まで郵送又は持参により提出してください。
受付期間	令和8年3月6日（金）まで（必着） (土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで) ※申込者が一定数に達した場合等、募集を締め切る可能性があります。
応募、問合せ先	〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市教育委員会事務局 教育政策課 政策推進グループ宛 電話：059-382-9112（直通）
個人情報の取扱い	登録申込書等に記載された個人情報は、鈴鹿市パートタイム会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用しません。
その他	採用は、令和8年度の予算の成立を前提に実施します。 そのため、予算が成立しない場合には、採用を行うことができません。 なお、予算が成立せず採用を行わぬことにより損害が生じた場合であっても、市はその損害について一切賠償できません。 これらのことを行った上で応募してください。